

契約後VE提案評定要領

大分県土木建築部契約後V E 提案評定要領

平成 17 年 3 月 31 日付 建政第 2859 号
一部改正 平成 19 年 3 月 30 日付 建政第 2085 号
一部改正 平成 24 年 3 月 30 日付 建政第 2483 号

(目 的)

第 1 本要領は、「大分県土木建築部契約後V E 方式実施要領」(以下「契約後V E 方式実施要領」という)第 6 (提案の審査)に関する事項を定めることにより、大分県土木建築部が所掌する建設工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

(評定の対象)

第 2 V E 提案の評定(以下「V E 評定」という。)対象は、契約後V E 方式実施要領第 2 に規定された対象工事において、契約締結後に受け付けた技術提案(以下「V E 提案」という)とする。

(V E 評定の時期)

第 3 V E 評定は、基本評定、完成時評定及び最終評定に区分し、各々次の各号に掲げる時期に行うものとする。

- (1) 基本評定は、当該提案を受けたときに行う。
- (2) 完成時評定は、工事が完成したときに行う。
- (3) 最終評定は、完成時評定を行った後に行う。

(評定者)

第 4 V E 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 基本評定の評定者は、契約後V E 方式実施要領第 3 に規定された技術審査会とする。
- (2) 完成時評定は、検査員及び監督員の考査を参考の上、技術審査会が行うものとする。
- (3) 最終評定は、基本評定ならびに完成時評定の結果をもとに技術審査会が決定するものとする。

(V E 評定の方法)

第 5 V E 評定は、提案ごとに独立して行うものとする。

- 2 V E 提案の考査は、基本評定については、契約後V E 評定考査表(基本評定)(別記様式 1)により、完成時評定については、契約後V E 評定考査表(完成時評定)(別記様式 2)により行うものとする。
- 3 評定に当たっては、別紙- 1 の留意事項を考慮するものとする。
- 4 最終評定結果は、契約後V E 提案最終評定表(別記様式 3)に記録するものとする。

(V E 評定結果の契約担当者への通知)

第 6 技術審査会は、基本評定を行った場合及びV E 最終評定を決定した場合、遅滞なく、契約担当者に通知するものとする。

(V E 評定結果の修正)

第 7 V E 提案に基づく施工に関し、かし等が発生した場合、技術審査会は、V E 評定結果（基本評定又は最終評定）を修正するものとする。

2 かし等が極めて重大である場合は、V E 評定結果を抹消するものとする。

(V E 評定結果の提案者への通知)

第 8 契約担当者は、次の各号により V E 評定結果を提案者に通知するものとする。

(1) 基本評定結果については、契約後 V E 方式実施要領第 7 に規定する「契約後 V E 提案採否通知書」に併記し通知するものとする。

(2) V E 最終評定結果については、契約後 V E 提案評定通知書（別記様式 4）により通知するものとする。

2 前項は、第 7 により V E 評定結果の修正を行った場合、又は第 7 第 2 項により、V E 評定結果の抹消を行った場合も同様とする。

(説明要求)

第 9 第 8 の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 1 4 日以内に書面により、契約担当者に対し評定等について説明を求めることができる。

(説明要求に対する回答)

第 10 契約担当者は、評定等の通知を受けた提案者から評定等についての説明を求められた場合、速やかに契約後 V E 提案に係る説明書（別記様式 5）により回答するものとする。この場合において必要と認めるときは、契約担当者は技術審査会に意見を求めることができる。

(優遇措置)

第 11 V E 提案された工法等が評価された場合、工事の成績評定に反映される。

2 V E 最終評定において、技術審査会から特に優秀（評定 V または IV）と評価された提案者については、大分県土木建築部が発注する当該工事と同種工事の要件設定型一般競争入札に、評定 V は 2 回、IV は 1 回に限り、地域要件を満たさなくても（地域要件以外の要件は満たしていなければならない）参加することができるものとする。

また、指名競争入札においても十分尊重されるものとする。

なお、提案者が共同企業体である場合は全ての構成員を対象とする。

3 前項の優遇措置の期間は、V E 最終評定結果通知日の翌日から起算して 1 年間とする。

(その他)

第 12 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する

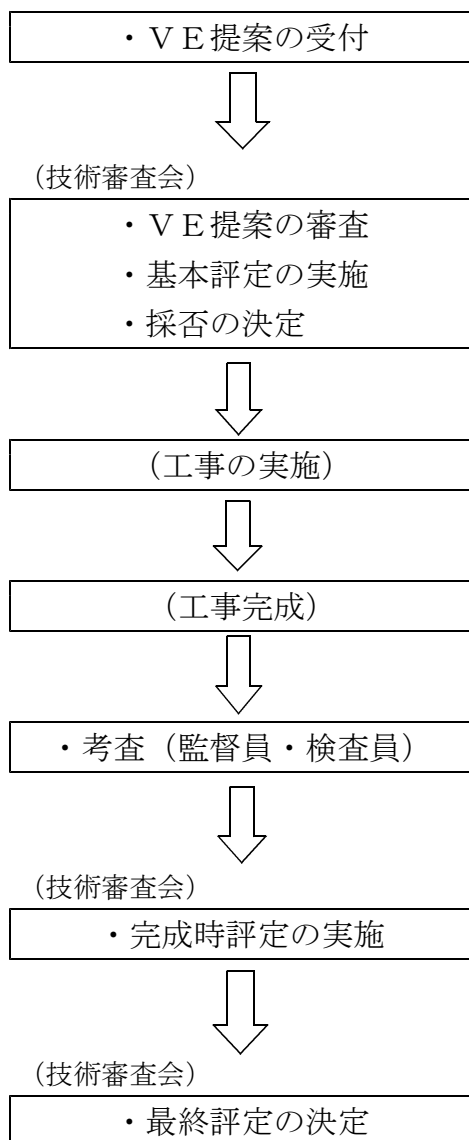
附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する

VE 評価にあたっての留意事項

1. 評価の流れ

評価の流れの概要は以下のとおりである。



2. 評定方法

基本評定及び完成時評定は以下の通り 3 段階に評定を行う。最終評定は基本評定を下記の方法で完成時評定による補正を行って、以下のとおり 5 段階に評定を行う。

評価(最終評定)	V	IV	III	II	I
完成時評定			a	b	c
基本評定			優	良	可

- ・完成時評定 a : 基本評定を 2 ランクアップ
- ・完成時評定 b : 基本評定を 1 ランクアップ
- ・完成時評定 c : 基本評定を 1 ランクダウン

(評定例)

		完成時評定		
		a	b	c
基本評定	優	V	IV	II
	良	IV	III	I
	可	III	II	I

○基本評定

1. 考査項目

①発注者の主旨の理解度（施設の機能、品質、安心性、耐久性等の確保）については、以下を基準に判断する。なお、判断にあたっては、提出資料・ヒアリングに基づき判断すること。(配点 a : 5 点、b : 3 点、c : 0 点)

- (a) 発注者ニーズを十分理解した内容（機能、品質、安心性、耐久性等を十分満たす場合）である。
- (b) 発注者ニーズを理解した内容（機能、品質、安心性、耐久性等をかなりの部分満たす場合）である。
- (c) 上記 (a)、(b) を満たさない。

②提案の独創性については、以下を基準に判断する。(配点 a : 20 点、b : 10 点、c : 0 点)

- (a) 新技術・新工法の採用や創意工夫が大きい。
- (b) 創意工夫が認められる。
- (c) 上記 (a)、(b) を満たさない。

③施工計画については、以下を基準に判断する。(配点 a : 15 点、b : 8 点、c : 0 点)

- (a) 施工計画資料が充実しており施工の確実性・安全性が期待できる。
- (b) 施工計画資料が十分ではないが施工の確実性が期待できる。
- (c) 上記 (a)、(b) を満たさない。

- ④コスト低減効果については、以下を基準に判断する。(配点 a : 40点、b : 20点、c : 0点)
- (a) 提案工種におけるコスト縮減率が10%以上かつコスト縮減額が直接工事費(設計金額ベース)で50万円以上、またはコスト縮減率に関係なくコスト縮減額が直接工事費(設計金額ベース)で300万円以上。
 - (b) 提案工種におけるコスト縮減額が直接工事費(設計金額ベース)で50万円以上300万円未満。
 - (c) 上記(a)、(b)を満たさない。
- ⑤社会的ニーズの配慮については、以下を基準に判断する。(配点 a : 10点、b : 5点、c : 0点)
- 1) 環境対策(環境負荷の低減を期待する工事)
 - (a) リサイクル、騒音・振動対策等環境負荷低減に大きく寄与すると認められる。
 - (b) 環境負荷低減にある程度寄与すると認められる。
 - (c) 上記(a)、(b)を満たさない。
 - 2) 工期短縮(施工期間の短縮により便益が発生する工事)
 - (a) 施工期間の短縮が認められ、その効果が大きい。(渋滞緩和や早期供用開始により社会的便益が大きく発生する。)
 - (b) 施工期間の短縮が認められ、その効果がある程度認められる。
 - (c) 上記(a)、(b)を満たさない。
- ⑥技術の展開性については、以下を基準に判断する。(配点 a : 5点、b : 3点、c : 0点)
- (a) 今後の類似工事への適用等大きな技術的波及効果が認められる。
 - (b) ある程度の波及効果が期待できる。
 - (c) 上記(a)、(b)を満たさない。
- ⑦個別考査項目については、以下を基準に判断する。(個別考査項目は、工事毎の内容に応じて設定する。)(配点 a : 5点、b : 3点、c : 0点)
- (a) 特筆すべき内容があり、評価に値する。(土木学会等で評価、特許取得等)
 - (b) 通常の提案である。
 - (c) 上記(a)、(b)を満たさない。
- ⑧評定結果については、原則として以下のとおりとする。
- (優) 各評価の合計点数が80点以上。
 - (良) 各評価の合計点数が55～79点。
 - (可) 各評価の合計点数が30～54点。
 - (否) 各評価の合計点数が29点以下。
- ただし、上記によりがたい場合は、各考査項目の評価を踏まえて総合的に判断する。

○完成時評定

1. 考査項目

【監督員考査項目】

【評価判断基準】

着目点	適切かつ十分である	適切である	不備である
評 価	(A)	(B)	(C)

①施工状況

着 目 点	(A)	(B)	(C)
<input type="checkbox"/> 提案どおりの施工が行われたか？			
<input type="checkbox"/> 提案部分に係る工程管理が適切であったか？			
<input type="checkbox"/> 提案部分に係る品質確保対策は十分であったか？			
<input type="checkbox"/> 提案部分に係る安全対策は十分であったか？			

施工状況評価の考え方

評 価 の 考 え 方	施工状況評価結果
該当項目がすべて (A) である。	(a)
該当項目がすべて (B) 以上である。ただし、すべてが (A) である場合を除く。	(b)
該当項目の一つでも (C) に該当する。	(c)

②施工プロセス

着 目 点	(A)	(B)	(C)
<input type="checkbox"/> 提案に関して監督員との意志疎通は十分であったか？			
<input type="checkbox"/> 提案に起因した事故等、問題発生はなかったか？			
<input type="checkbox"/> 問題等が発生した場合に適切な対応を行ったか？			

※評価判断基準について、「提案に起因した事故等問題の発生について」は、以下によること。

- (A) 問題が発生していない
- (B) 問題が発生したが、影響が小さい。
- (C) 影響が大きな問題が発生した。

施工プロセス評価の考え方

評 価 の 考 え 方	施工プロセス評価結果
該当項目がすべて (A) である。	(a)
該当項目がすべて (B) 以上である。ただし、すべてが (A) である場合を除く。	(b)
該当項目の一つでも (C) に該当する。	(c)

【検査員考査項目】

【評価判断基準】

着目点	適切かつ十分である	適切である	不備である
評価	(A)	(B)	(C)

①施工状況

着目点	(A)	(B)	(C)
<input type="checkbox"/> 提案に係わる工事記録が適切に整理されているか？			

※着目点が一つであるため、(A)、(B)、(C)は完成時評定の(a)、(b)、(c)に該当する。

②出来形及び出来ばえ

着目点	(A)	(B)	(C)
<input type="checkbox"/> 提案部分の出来形が規格値を十分満足しているか？			
<input type="checkbox"/> 提案部分の品質のばらつきが小さいか？			
<input type="checkbox"/> 提案部分の仕上げがきめ細かく、美観が良いか？			

※提案内容が施工方法等に係るもので、出来形及び出来ばえの評価が出来ない場合は評価を省く。

出来形及び出来ばえ評価の考え方

評価の考え方	出来形及び出来ばえ評価結果
該当項目がすべて(A)である。	(a)
該当項目がすべて(B)以上である。ただし、すべてが(A)である場合を除く。	(b)
該当項目の一つでも(C)に該当する。	(c)

③性能の発揮

性能の発揮については「性能を規定している場合」のみ評価する。

完成時における評定の考え方

各考査項目の評価を踏まえて総合的に判断し、完成時評定を決定することとするが、原則として、以下の考え方による。

完成時における評定の考え方

評定の考え方	評定結果
該当項目がすべて(a)である。	(a)
該当項目がすべて(b)以上である。ただし、すべてが(a)である場合を除く。	(b)
該当項目の一つでも(c)に該当する。	(c)

3. VE 評定の修正

一度決定した評定であっても、施工中あるいは完成後に提案に起因する問題等が発生した場合は、技術審査会において評定を修正する。極めて大きなかし等が発生した場合は、VE 評定結果の抹消も含め検討する。

契約後 V E 評 定 考 査 表 (基 本 評 定)

平成 年 月 日

事務所名：

工 事 名							
技 術 提 案 業 者 名							
提 案 番 号 及 び 項 目 内 容							
技 術 審 査 会 開 催 年 月 日		平成 年 月 日					
技 術 審 査 会 代 表 所 属 ・ 氏 名		印					
考 査 項 目		着 目 点			評 価		
共 通 考 査 項	発注者の主旨の理解度	発注者のニーズを理解した的確な提案である 等 (施設の機能、性能、品質、安心性、耐久性)			a 5	b 3	c 0
	提案の独創性	提案内容の創意工夫 等 (新技術・新工法の採用)			a 20	b 10	c 0
	施工計画	提案の根拠となる資料等の充実 等 (安全確保等の信頼性、施工計画・仮設計画の確実性)			a 15	b 8	c 0
	コスト低減効果	提案工種におけるコスト縮減効果 等 (建設コスト、運用コスト、維持管理コスト)			a 40	b 20	c 0
	社会的ニーズへの配慮	リサイクルへの取り組み、施工期間の短縮 等 (環境対策、環境保全、施工期間の短縮)			a 10	b 5	c 0
	技術の展開性	大きな技術的波及効果 等 (今後の類似工事への適用)			a 5	b 3	c 0
個 別 考 査 項 目	(具体的に記入)	(具体的に記入)			a 5	b 3	c 0
					100	52	0
				合計点数			
評 定 結 果	点 数	優(80以上)	大きな効果が期待される。あるいは創意工夫の程度が大である。				
		良(55~79)	効果が期待される。あるいは創意工夫が認められる。				
		可(30~54)	大きな効果は期待できない。あるいは創意工夫の程度が小さい。				
		否(29以下)	効果が期待できない。				
	(技術審査会所見記入欄)						

注1) 各考査項目の評価を踏まえ総合的に判断し、3段階に評定を行う。

2) 個別考査項目は、工事毎に提案内容に応じて設定する。

3) 評価点数については、工事特性に応じて変えることができるものとする。

別記様式2

契約後 V E 評 定 考 査 表 (完 成 時 評 定)

平成 年 月 日

事務所名：

工 事 名						
技 術 提 案 業 者 名						
提 案 番 号 及 び 項 目 内 容						
完 成 検 査 年 月 日		平成 年 月 日				
監 督 員 所 属 ・ 氏 名		印				
完 成 検 査 員 所 属 ・ 氏 名		印				
技 術 審 査 会 代 表 所 属 ・ 氏 名		印				
考 査 項 目		着 目 点		評 価		
監 督 員	施工状況	提案どおりの施工が行われたか 提案部分に係る工程管理が適切であったか 品質確保対策、安全対策等は十分であったか		a	b	c
	施工プロセス	提案に関して監督員との意思疎通は十分であったか 提案に起因した事故等、問題発生の有無 問題等が発生した場合に適切な対応を行ったか		a	b	c
	(所見記入欄)					
検 査 員	施工状況	提案に係る工事記録等が適切に整理されているか		a	b	c
	出来形及び出来ばえ	提案部分の出来形が規格値等を満足しているか 提案部分の品質のばらつきは小さいか 提案部分の仕上げがきめ細かく、美観が良いか		a	b	c
	性能の発揮 (性能を規定している場合は、性能の達成状況について具体的に記入)	提案どおりの性能が得られたか *必要に応じ性能測定結果を添付すること。		a	b	c
	(所見記入欄)					
評 定 結 果	a	提案を上回る優れた成果が得られた。				
	b	提案どおりの成果が得られた。				
	c	提案どおりの成果が得られなかった。				
(技術審査会所見記入欄)						

注1) 各考査項目については、VE提案に係る部分に着目し記入する。

2) 監督員考査は、監督員(課長、班総括、担当員等)の合議とし、上席の監督員が記名、押印する。

3) 評定は、検査員が各考査項目の評価を踏まえ総合的に判断し、3段階評定の素案を作成、技術審査会にて決定する。

別記様式3

契約後VE提案最終評定表

平成 年 月 日

事務所名：

工 事 名					
技 術 提 案 業 者 名					
提 案 番 号 及 び 項 目 内 容					
契 約 金 額	当初：		最終：		
工 期	当初：平成 年 月 日		最終：平成 年 月 日		
完 成 年 月 日	平成 年 月 日				
基 本 評 定 年 月 日	平成 年 月 日				
技 術 審 査 会 代 表 所 属 ・ 氏 名					
基 本 評 定	優 良 可				
完 成 時 評 定 年 月 日	平成 年 月 日				
監 督 員 所 属 ・ 氏 名					
完 成 検 査 員 所 属 ・ 氏 名					
完 成 時 評 定	a	b	c		
V E 評 定 年 月 日	平成 年 月 日				
技 術 審 査 会 代 表 所 属 ・ 氏 名	印				
V E 提 案 最 終 評 定	V	IV	III	II	I

注1) 本様式は、VE提案評定の確定時に作成する。

2) 監督員所属・氏名は上席の監督員を記入し、技術審査会代表所属・氏名は、審査を行った時点の代表を記入する。

3) 基本評定と完成時評定及びVE提案最終評定の関係は、以下のとおりとする。

VE提案最終評定	V	IV	III	II	I
完 成 時 評 定			a	b	c
基 本 評 定			優	良	可

4) 完成時評定を行った場合は、基本評定におけるVE評定を次のとおり補正する。

評価a：基本評定によるVE評定を2ランクアップ（例：III → V）

評価b：基本評定によるVE評定を1ランクアップ（例：III → IV）

評価c：基本評定によるVE評定を1ランクダウン（例：III → II）

所在地
商号又は名称
代表者氏名 殿

契約担当者
○ ○ ○ ○ 印

契 約 後 V E 提 案 評 定 通 知 書

貴社が行ったVE提案等について、契約後VE提案評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑義があるときは、当職に対してその旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含む。）以内に、書面により説明を求められます。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 工事名 ○○○○工事
- 2 技術審査会年月日 平成 年 月 日
- 3 VE評定結果

提案番号	項目内容	VE最終評定	基本評定(参考)	完成時評定(参考)

- 4 送付先
〒○○○-○○○○ 大分県○○市○○町○○丁目○○番地
大分県○○事務所 ○○課 宛
Tel○○○-○○○-○○○○ (代) 内線○○○○
- 5 手続き等の問い合わせ先
〒○○○-○○○○ 大分県○○市○○町○○丁目○○番地
大分県○○事務所 ○○課 宛
Tel○○○-○○○-○○○○ (代) 内線○○○○

所在地

商号又は名称

代表者氏名

殿

契約担当者

○ ○ ○ ○ 印

契 約 後 V E 提 案 評 定 に 係 る 説 明 書 (回 答)

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工事名 ○○○○工事

2 疑義に対する回答

3 問い合わせ先

〒○○○-○○○○ 大分県○○市○○町○○丁目○○番地

大分県○○事務所 ○○課 宛

Tel.○○○-○○○-○○○○ (代) 内線○○○○